（仮称）私のまちづくり条例の概要（案）

条例の概要

〇名称（案）
・千葉市わたしたちのまちづくり条例
・千葉市わたしから始まるまちづくり条例
・千葉市民主役のまちづくり条例

市民ＰＴから名称公募の提案あり　No.1

前文～第３条（市民が中心となって検討）

No.６～９

前文

わたしたちは、わたしたちと子どもたちの未来のために「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指します。それは誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全・安心に住み続けられ、人と人のつながりが感じられるまちです。

まちの課題を知っているのはわたしたちです。わたしたちは、このような良いまちを実現したいと思うからこそ、ほどよくおせっかいの精神で助け合いながら、できることは自ら取り組みます。そして、わたしたちの代表である議会や行政の役割を尊重しつつ、力をあわせます。

わたしたちは、市民自治による「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指し、想いを共有し、地域の実情に合ったまちづくりに自ら取組むため、ここに条例を制定します。

（まちづくりの基本的な考え方）　No.3　No.4

第１条　わたしたちは、ここに住むもの、働くもの、学ぶものすべて（個人、団体、企業、学校等）をまちづくりの主体と考えます。
２　わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身だと考えます。
３　わたしたちは、わたしたちにできることは自ら取り組みます。
４　わたしたちは、わたしたちにできないことや本当に必要なことを発信します。
５　より良いまちづくりをするためには、わたしたちと議会と行政が共にできることを話し合い、力を合せることが必要だと考えます。

（わたしたちにできること）　No.１０

第２条　わたしたちはより良いまちづくりをするために、次のことができます。
（１）わたしたちが住んでいる地域に関心を持ち、課題に気づくこと
（２）地域の課題をジブンゴトとして捉え、共有すること
（３）地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築くこと
（４）地域活動やボランティア活動に、できるところから参加すること
（５）地域に必要な資源を考えたり、探したりするとともに行動して生み出すこと
（６）力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組むこと
（７）地域で解決できないことや本当に必要なことを発信すること
（８）市政に関心を持ち、市政に関する情報を得ること
（９）市の施策にできるところから参画すること

（わたしたちが市に期待すること）　No.2

１案

第３条　わたしたちは、より良いまちづくりをするためにできることは自ら取り組んだうえで、次のことを市に期待します。
（１）わたしたちの考えや活動を尊重し、応援すること　（尊重）
（２）議会と行政が共に課題解決に向けてわたしたちと力を合わせること　（協力）
（３）わたしたちに解決できない共通の課題を解決すること　（補完）
（４）まちづくりに必要な情報や知識をわかりやすく提供すること　（情報提供、人材育成／支援、人材育成）
（５）市の限られた財源を有効に活用すること　（財源／支援）
（６）地域の課題について話し合いや活動ができる場を共に作ること　（場づくり／支援、活動の促進）
（７）人と人のつながりをつくるための橋渡し役となること　（コーディネート／活動の促進）
（８）市の施策に参画しやすい仕組みをつくること　（参画／市民参加と協働の拡大）

案２

（わたしたちが市に期待すること）
第３条　わたしたちは、より良いまちづくりをするためにできることは自ら取り組んだうえで、解決できないことは議会と行政と共に協力して取り組みます。

第４条以降（市において今後検討）

（市が取組むべきこと）　No.5

第４条　市は、市民のまちづくりへの想いを理解し、まちづくりを推進しなければならない。
２　市は、より良いまちづくりの実現に向けた市民の主体的な判断や行動を尊重しなければならない。（尊重）
３　市は、より良いまちづくりの実現に向けて議会の権限及び役割を尊重しなければならない。
４　市は、まちづくりに向けた市民の活動に対して必要な支援と補完を行わなければならない。（支援・補完）
５　市は、市民では解決できない共通の課題に対して市民と協力して取組まなければならない。（協力）
６　市は、まちづくりに向けた市民の活動が活発になるように活動の促進に取組まなければならない。（活動の促進）
７　市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに拡大し、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めなければならない。（市民参加と協働の拡大）
８　市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見及び提案に対し誠実に応答しなければならない。
９　市は、市民及び職員が、市民主体のまちづくりについて理解を深め、実行につなげられるよう、意識啓発や研修等を行わなければならない。（人材育成）

（推進計画）
第５条　市は、市民によるまちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画を定めるものとする。
２　市は、市民によるまちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画及びその実施の状況を公表しなければならない。

（附属機関）
第６条　市は、市民によるまちづくりの推進状況を調査審議する附属機関を置く。
２　附属機関は、推進計画の策定に関する事項及び実施状況に関する事項を調査審議する。
３　附属機関は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができる。
４　附属機関は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、委員１２人以内で組織し、委員の任期は２年とする。
５　前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（附則）
千葉市市民参加及び協働に関する条例は廃止する。